

<募集要項>

大阪狭山市市民公益活動促進委員会委員募集について

大阪狭山市では、市民公益活動を促進するために必要な事項を調査審議するため、大阪狭山市市民公益活動促進委員会(以下「促進委員会」と言います。)を設置しています。

促進委員会は、市民、市民公益活動団体関係者、事業者、学識経験者、その他市長が適当と認める者など15人以内の委員で構成することになっています。今回は、このうち、事業者、学識経験者、その他を除く、市民、市民公益活動団体関係者から委嘱する委員10人を公募します。

1. 募集人数 10人
(市民及び市民公益活動団体関係者それぞれについて概ね5人)

2. 応募資格 【市民】
(1) 市内に居住・通勤・通学する18歳以上の人
(2) 市民公益活動に関心のある人
(3) 原則として平日日中に開催する委員会の会議(年間5回程度)に出席できる人

【市民公益活動団体関係者】
市民応募資格(上記の(1)~(3))を満たす人であって、大阪狭山市で活動する市民公益活動団体の代表者が推薦する人。
代表者自身を推薦することはできますが、構成員以外の人を推薦することはできません。

3. 報 酬 促進委員会会議1回の出席について7,000円。
委員会の会議以外の協働事業評価部会などの活動に報酬はありません。

4. 応募方法 ○提出書類 【市民】書類①と③(応募用紙と作文)
【市民公益活動団体関係者】書類②と③(推薦書と作文)

<書類について>

書類① 別紙の応募用紙

書類② 別紙の推薦書

書類③ 作文・800字程度

応募者本人の「市民公益活動への思い」をまとめたもの

○提出方法 郵送、電子メールまたは直接窓口提出してください。

○提出先 公民連携・協働推進グループ(住所等は後述)

※提出された書類は返却しません。

5. 応募期間 令和8年6月22日(月)~7月3日(金)[当日消印有効]

6. 選考方法 提出書類を参考に、学識経験者等3人で構成する選考委員会において委員候補者を選考のうえ、市長が決定し委嘱します。

7. 任 期 2年間(令和8年8月27日から令和10年8月26日まで)
※委嘱式と第1回委員会については、別途連絡いたします。

8. 促進委員会の経緯、今後の予定

平成14年8月に促進委員会を設置後、「市民公益活動における促進諸施策のあり方」について審議を重ねてきました。

この間、「市民公益活動促進のための市補助金制度と支援基金制度」、「市と市民・市民公益活動団体の協働によるまちづくりの進め方」、「市民公益活動団体への事業委託の推進」に関する答申や、市の施策に対しての意見書を提出し、市の公益活動促進に関するルールづくりに大きな役割を果たしてきました。

また、促進委員会に設けた専門部会の「評価部会」が中心になって、大阪狭山市市民公益活動促進補助金申請事業の審査や補助事業の期中評価を行っています。

今後は、市民公益活動に対する市の支援のあり方を検討するとともに、協働事業を進める過程で生じる具体的な課題に対応し、協働によるまちづくりをより効果的に進めるための方策を審議する予定です。

9. 問い合わせ・提出先

大阪狭山市 政策推進部 公民連携・協働推進グループ(市役所2階)
〒589-8501 大阪狭山市狭山一丁目2384-1
電話 072-360-4023 FAX 367-1254
電子メール kyodo@city.osakasayama.osaka.jp